

北広島町農業委員会第 15 回総会議事録

- 事務局 (第 15 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告)
- 会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 11 番、12 番をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 9 月 20 日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 15 番 それでは●●から説明させていただきます。9 月 7 日に●●委員、●●推進委員ともに現地で調査を行いました。先月の 12 日に行政書士さんとの面談を行いまして、譲受人と内容確認を行いました。詳細については資料摘要欄のとおりで、兄弟間での移譲となります。耕作地は 466-1 になります。地図では 4 番、5 番で、これは作業委託をしております、現在も耕作をしております。作業委託をしている方に確認を取りましたところ、今後も続けていくという意志があるということでした。452, 455 番地については草刈りもされ、耕耘もされている状態なので、申請が承認された後は、家庭菜園をやりたいという意向です。その他の土地については保全管理ということで、年 2 回の草刈りを譲渡人の方がやることになっていましたが、高齢のため、なかなかできていないという状況でした。なお、譲受人は住所が東広島市安芸津町ということで、遠方になります。このことについての確認を取りましたが、二拠点生活のような形で、安芸津町の方でも家庭菜園を持っているのだが、あまりできがよくないので、こちらで家庭菜園をしたいということをお話をいたしました。こちらの住居の方は電気も水道も整っており、住める状態であることを確認しております。農業機械についても譲渡人が使っているものをそのまま譲り受けるということ聞いています。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可相当と思われま。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見ををお願いします。
- 5 番 兄弟間の売買になるということですが、売買はよろしいのでしょうか。
- 事務局 3 条申請ということで確認しましたら、2 万 8 千円での売買を想定しておりますので、兄弟間であっても可能手続ということで出されております。

- 議 長 他にありませんか。無いようなので質疑を仕切って採決いたします。番号1番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号2番について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 15 番 15番の●●から説明いたします。9月18日に●●委員、●●推進委員ともに現地で確認を行いました。この農地には柿と栗が植えられており、永年転作となっております。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。無いようなので質疑を仕切って採決いたします。番号2番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 15 番 担当委員の●●です。9月18日に●●委員、●●推進委員ともに現地で確認を行いました。摘要欄にもありますように、譲受人は住居と宅地を購入され、家族3人で移住するとのことです。周辺農地に対する影響もありません。営農計画書を添付しての申請になります。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。無いようなので質疑を打ち切って採決いたします。番号3番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号4番について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)

- 議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 13 番 それでは13番の●●より補足説明をさせていただきます。去る9月16日に●●委員、●●推進委員ともに現地を確認してまいりました。また、譲受人の事情についても電話で確認をしております。図面4-2をご覧ください。対象となっている農地は2筆で、その左側の5筆につきましては、令和5年8月に3条申請により千代田農園が取得されており、周辺一帯は千代田農園が管理しているという状況です。譲受後は麦を植えるということでした。従業員も千代田地区に3名おられて、水稻の管理をされているというように確認をしています。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。
- 6 番 残っている8,000㎡くらいの農地は、どこかに預けられているのですか。
- 13 番 図面番号4-2の左下側にあたりますが、もともと牧草地としての利用もあったようですが、現在は耕作放棄地のようになっています。
- 議 長 他にございませんか。無いようなので質疑を打ち切って採決いたします。番号4番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号5番について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 9 番 それでは9番の●●より補足説明をさせていただきます。先月8月9日に●●委員、●●推進委員と現地確認を行いました。改めて9月11日に譲受人の面談をさせていただきました。譲受人は自営業で自動車販売をされており、農業経験はないのですが、草刈り機を2台所有しているので、たちまちは草刈りからということで、先では麦等を作るような耕作者を探していくということです。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。無いようなので質疑を打ち切って採決いたします。番号5番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

9 番 それでは9番の●●より補足説明をさせていただきます。去る9月13日に●●委員、●●推進委員と現地確認をさせていただきました。事前に譲渡人の了解を得て、近隣の住民の方にも了解を得て入らせていただきました。現状は周りだけは草を刈ってあるのですが、これまではシルバーセンターで刈ってもらっていたようです。今回、譲受人が空き家バンクを通じて購入されるということで、この建物の裏が田になっておりますので、家庭菜園をされるのには問題ないと思われます。よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは番号6番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

9 番 追加で言っておきますと、全体で973㎡の内、今回638㎡ですが、残りの335㎡は隣の方に貸しているところで、先ではそこも売り渡したいという希望もあるようですので、その時にはまた連絡されるということです。

議長 それでは、ご質問、ご意見ををお願いします。
無いようなので質疑を打ち切って採決いたします。番号6番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

9 番 それでは9番の●●が補足説明をさせていただきます。9月13日に●●委員、●●推進委員と現地確認を行いました。先ほど説明のあったとおり、今回、図面の①から④までが宅地ですが、この一帯を一括で購入されるということで、現在、お住まいは市内ですが、農機具の置き場や設置場所も確保されたということで、別段問題は無いというように見えております。よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

2 番 摘要欄にコケ類とあるのですが、コケを栽培しようと思うと排水、土留め、水源確保の施設が必要になると思いますが、ここはどのように考えておられるのでしょうか。

- 9 番 今回、譲渡人と譲受人の両方に連絡は取っており、譲渡人には了解を得て現地も確認しておりますが、譲受人はなかなか電話に出ていただけないこともあって、そのところの確認はできておりません。
- 2 番 この8ページの●●さんの農業経営規模が7,630㎡、自作が444㎡となっておりますが、これは譲渡す3筆の合計です。それで貸付が7,186㎡となっているのですが、貸付の中に2888-2番256㎡も含まれているのですか。
- 9 番 雑種地になっているようで、含まれていないと思います。
- 議長 ●●に預けているのでは。
- 9 番 残りは●●になっていますね。
- 事務局 農地については●●の方に貸付が行われていまして、この4筆も合意解約をして申請を提出していただいています。
- 13 番 この256㎡は●●に貸しはがしをしたということですか。
- 事務局 4筆に利用権が設定されていたもので、そうになっています。
- 3 番 そもそも雑種地というのはどのような現況になっているのか、それと14ページの④ですが、地番が違いますよね。
- 事務局 2888-2番は2889-2番となるのが正しいです。
- 13 番 これまで④を●●に貸されていたのですか。④だけを貸している状況ですか。
- 事務局 ①、②、③についても貸付は行われていました。①から④を全部合意解約して申請が行われています。
- 13 番 それでは自作というのは700㎡ということですか。
- 事務局 そうなります。
- 13 番 貸付の7,186㎡も違うということになりますね。自作は700㎡で、貸付から256㎡を引いたものが貸付になるということですか。
- 事務局 他に持たれている農地が5筆あるのですが、その内4筆で7,186㎡ですので、これが●●に貸付けられています。譲渡人の方へは333㎡残っています。
- 13 番 農業経営規模の7,630㎡の内、合意解約したのが700㎡で、あとは貸付けているということですね。だから現在の貸付は6,930㎡ということですか。
- 事務局 貸付地の4筆7,186㎡につきましては、今回の申請に上がっていないもので、●●の方に貸付けられている面積になっています。444㎡というのは2888-1番、2888-3番、2888-4番の面積集計です。これを自作地の集計ということで議案に載せていま

す。2889-2 番には 256 m²が含まれているのですが、そこは自作地の集計には入っていません。

3 番 今の説明で、これまでも現況主義ですということでも事務局からあったのですが、雑種地の扱いが、これまでは現況で農地ではないのだから3条での移転はできないということで指導されてきました。今回の案件について3条でいいのか、これまでの指導とは違った取扱いになるのではないかと思います。

職務代理 農家台帳はどうなっているのですか。

事務局 登記簿上の地目は畑になっていて、宅地並み雑種地というのは税務課での扱いになります。写真のとおり現況、畑ということで管理するのであれば耕作可能ということになりますので、3条移転が可能であるということであてはめたいというところ です。

3 番 それならば、現況地目を税務課の方が雑種地と認定したけれども、今回、委員が改めて現地を見に行っただけだから、畑であるということから現況地目を訂正してもらえばいいのではないですか。税務課は当時の状況で見ている、農業委員会は今の現況で見ているのですから。

事務局 議案8ページ、筆別表の方を確認したうえで、現況で修正させていただきます。

13 番 直した後の農業経営規模は、7,630 m²+256 m²になるということですね。

事務局 今回は、444 m²に256 m²が加わるというかたちになります。

職務代理 確認ですが、譲受人も256 m²で果樹、野菜、コケ類を作ろうという考えであるということですね。

事務局 申請の筆を分けて出しておられますので、これを何かで変更することは無いと考えています。

議長 他に何かありますでしょうか。無いようでしたら質疑を打ち切って採決いたします。番号7番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

16 番 16番●●が8番案件について補足説明をさせていただきます。去る9月7日、●●委員、●●推進委員と現地へ赴いてほ場2筆の現地確認をさせていただきました。後日、譲受人から電話でお話を聞かせていただいています。上の2065番の方は少し

離れていますが、以前は黒マルチが張ってあって、雑草管理がされています。写真の2075番の方は、これまで近所の親戚の方が年に何回か草管理をされています。一部、この地域にイノシシが出るということで箱ワナを設置されていて、草刈りをしながら管理していくということをおっしゃられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 それでは番号8番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。無いようでしたら質疑を打ち切って採決いたします。番号8番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号9番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

11 番 11番●●が補足説明をさせていただきます。去る9月14日に●●委員、●●推進委員と3人で現地へ行きました。後日、行政書士と電話でお話をさせていただきました。現地に行ったときに、譲受人にお会いすることができました。普段は草があって譲受人がお願いされて、トラクターを入れているということでした。写真手前のところに野菜が少し芽を出しているようで、既に譲受人が耕作を始めている状況です。入口が宅地側になっていまして、大きい機械が入りにくいようなことがありましたので、水田としてではなく畑として草刈りの管理をされていました。その草刈りを譲受人がボランティアでされていたということです。譲渡人は、現在、施設の方へおられます。息子さんがおられますが遠方で、農業をする意志はないということで、譲受人へ相談されたようです。そこで譲受人が譲り受けるように決められたということです。譲受人は家族で家庭菜園をするように言われていますので、周辺農地にも何ら影響を与えることもないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 それでは番号9番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

3 番 今の説明では、高齢で後継者がいないということで、残りの農地があるようですが、その管理が心配ですね。

11 番 周辺に農地が、わずかですが何か所かあって、そこは草を管理しているという感じですが、行政書士に尋ねても、どうなるかわからないという感じですが。息子さんは、ほ場整備した水田について「貸付け」となっていますが、そこは私が受けています。話をした時に、先々「自分がやる」という感じではありませんでした。お母さんも困っておられたようで、家族間での意思疎通ができていないようでした。

議 長 他にありませんでしょうか。無いようでしたら質疑を打ち切って採決いたします。番号9番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について、農地法4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年9月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

2 番 2番●●が補足説明をさせていただきます。これは5月の総会に空き家バンクで農地を譲渡された際の案件です。摘要欄のとおりですが、亡くなられたお父さんが畑であったところに倉庫を2棟建てられて、5月の総会に3条案件で申請があった際に、ことに成り行きがわかり、適正化を図るために今回の申請が出されることになっています。9月7日に、●●委員、●●推進委員とともに現地を確認し、9月12日に司法書士と面談を行いました。写真を見てもわかるとおり、建物が崩れるのではないかと疑われるような感じですが、基礎はしっかりしてしまっていて、柱は昔の電柱を使用してあり、ちょっとやそっとではびくともしないということがわかりました。後ろの建物も、廃材を使っているのかなと思いましたが、かなりしっかりとした部材で造られているので、倒壊の心配はないことを確認しました。前にある木造の建物ですが、既に譲受人がブルーシートの所に堆肥を入れられていて、自然農法用の堆肥を搬入されている状況です。後ろの建物には既にトラクターが入ってしまっていて、使われている様子もあり、耕作への意欲も伺えました。譲渡人からは、今後、譲受人へ建物ごと引き渡して管理してもらおうということをお願いしています。周辺の農地や営農状況に影響はないと思われますので、以上のことから、農地法第4条第1項の規定に該当しないため、許可相当と思われます。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは番号10番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

13 番 質問ですが、一種農地になっていますよね。これは、この地域をほ場整備した関係で、直接整備はしていないけれど一種農地になったということですか。

2 番 換地処分によるものと思われます。軽トラックでも入れないような道もついていますが、なぜ、一種農地になったのかはわかりません。畑にはなっていますが、実際には斜面です。

- 13 番 一種農地とは、利用頻度が高くて云々、書いてありますよね。全然違いますが、これを変えることはできないのですか。
- 事務局 区分上、ほ場整備ということですので、一種農地での扱いになります。
- 議長 他にありませんでしょうか。無いようでしたら質疑を打ち切って採決いたします。番号 10 番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号 11 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 15 番 15 番の●●が補足説明をします。9 月 18 日に●●委員、●●推進委員とともに現地確認を行いました。図面の 1196-2 番の方ですが、もともと無断転用でしたが、今は許可されています。この 2 筆は崖に面した狭い土地でして、農地としては再生困難かと思われます。審議のほど、よろしくお願いします。
- 議長 それでは番号 11 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。無いようでしたら質疑を打ち切って採決いたします。番号 11 番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号 12 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 15 番 15 番の●●が説明します。申請農地はきれいに草刈りがされており、近隣農地に対する影響もありません。自宅に近い場所に墓地を移したいということもよくわかりますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議長 それでは番号 11 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 6 番 6 番●●です。これは全筆を墓地としての申請として考えてよろしいのですか。
- 事務局 申請が 111 m²の内 10 m²となっていて、現地の方を確認すると右側に道ができているような状態で、周りがきれいに整備されている様子でした。その内の 10 m²を墓地とするということなので、扱いとしては 111 m²の農地の内、10 m²を墓地として許可をするということで確認をしています。

議長 他にありますでしょうか。無いようでしたら質疑を打ち切って採決いたします。番号12番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年9月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

2番 2番●●が説明をさせていただきます。9月7日、●●委員、●●推進委員とともに現地にて、申請人のお父さんである譲渡人との面談を行いました。申請人は建築業を営んでおり、加工場に近しい申請地を資材置き場としたいとのことでした。他に適当な場所がなく、申請地を選んだとのこと。申請地は河川に面しており、加工場と同じくらいのレベルとするために、盛土を行う予定です。現在の法面から1メートル手前に基礎を打って平面にし、雨水による土砂流出を防ぐために法面加工をして加工場とのレベルを合わせるとのことです。盛土は実際に測ってみると、1m10cmあるかないかといったところでした。申請地はもともと田ですが、用水路も排水路もなく、作物をつくるにも難しいので、ということでもありました。そのようなことで、周辺農地にも影響はないと思われます。以上のことから、農地法第5条第1項の規定により許可相当と思われます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 それでは番号13番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。無いようでしたら質疑を打ち切って採決いたします。番号13番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。議長を交代します。

議長 議長を交代して進めさせていただきます。番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

- 議長 担当は●●委員ですが、代わって●●委員から説明をお願いします。
- 会長 ●●から説明させていただきます。9月11日、私と●●委員と●●委員で現地に確認にいきました。現地は、昔の□□温泉から□□に行く参道の途中の入り口付近にあります。田ということになっていますが、ほ場整備の時に残土を置いたところではないかと思われます。田んぼの形状はなくて畦畔ありません。水路も入るようになっていません。譲受人が今まで水路を造ったということもありません。それで田としての利用価値がないので、申請の中にも書かれているように、申請者の生活資金に充てるということでの売買になるのですが、本人が高齢であるということもあるので、仕方がないということです。ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議長 この件について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。
- 3番 説明を聞き逃したのかもしれませんが、放流口の設置やソーラーパネルの下の土地の表面は、防草シートなのか舗装なのか砕石なのか、計画はどのようになっていますか。
- 事務局 県に出されている書類では確認できませんが、放流口は道路側に設置されているようです。県の河川課の許可をされていますが、それ以上のことは農業委員会側では確認ができていません。
- 3番 許可証の添付が必要なのでは。
- 事務局 許可証の原本は農業委員会の方へは提出されていませんが、県の河川課及び譲受人の事務の担当者からは、県から交付され次第、農業委員会へ提出することを確認しています。
- 3番 申請書に許可証の写しは付いていたのですか、付いていなかったのですか。
- 事務局 付いていません。
- 3番 ソーラーパネルの下はどうなるのかを確認できずに周辺農地への影響を判断することはできないのでは。そこをチェックしようという申し合わせはずっとやってきているはずです。
- 13番 以前、●●の太陽光パネルの設置について説明をさせていただいた時に、ほ場が階段状になっていて、一番下の所に調整池を設けて、雨水の流量調整をするということで許可をいただいたということでした。ですが、その後行ってみたら、県からの指導で階段状の全てのほ場に調整池を設けなさいということになったということでした。現地では、実際にそうなっていますが、変更については農業委員会へは来るのですか。
- 事務局 調整池の修正のやり取りは県と業者でされるとと思いますが、修正案の追加提出は、農業委員会へはいただけていません。
- 13番 ここで説明したのとは、また違ったかたちになっているということですね。

3 番 平成 30 年 5 月 21 日の農業委員会で審査基準が出ていて、これは開発行為についてですが、同意見込みの段階では申請を受け付けないということになっています。そういう取扱いを決定しています。太陽光パネルの設置なら、完了してから県などの許可申請をして、許可証を添付して申請するのが本来のやり方ということになります。受付の時期がずれているということになりますね。そうでないと、今回のような調査した段階と最終の完了状況が違うということになります。そこで最初の質問に帰ると、ソーラーパネルの下の土地の表面は、防草シートなのか舗装なのか砕石なのか、わからなければ許可の判断にならないということです。一応、確認はしておかないといけないと思うのですが。特に注意しましょうという申し合わせがあるので。

事務局 平成 30 年の申し合わせについては、その会議で決定されたのかなと想像するしかないのですが、7月に●●委員の方から今回と同じパターンで質問をいただきまして、それ以来、県に確認したりして情報を整理しているところですが、農業委員会の申請に対しては許可書又は申請書のコピーの添付というふうになっています。ただ、他法令等に基づく許可が下りていないものに対して農業委員会が許可することはできませんので、その意味では今回、許可が得られていますという段階での申請を挙げさせてもらっています。他法令等に基づく許可ができなかった場合はどうするのかということですが、その場合は、その許可が下りた時点で、農業委員会はその許可日に合わせた日で許可を下すことができるということを知っています。その時、農業委員会での審議では、許可日に合わせて決定するというように整えることとなります。これは他の市町でもされており、県にも確認させていただいたところですが、口頭での説明になりますが、ここでお伝えしたいと思います。

3 番 申し合わせと今後の対応については確認できましたが、今回の申請において、ソーラーパネルの下の土地の表面がどうなるのかといったことは、資料から確認できるのか、どう扱うのかをはっきり聞きたいのですが。

事務局 提出された申請書では、ソーラーパネルの下がどのような仕様になるのか確認できませんので、今後の検討ということになりますが、受付確認の時に追加聴取して審議にかけるということも可能かと思しますので、農業委員会の対応方法を整理して計らせていただきたいと思います。

3 番 受付の段階で資料があればそれととなりますが、無かったらどうするのかということですよ。根拠資料の中の見積の所を見ると、防草シートとか、砕石とかの項目があつて、金額が載っていることもあつたりしましたので、詳細に中身をチェックしてみればわかる場合もあります。

議長 今後の取扱いについては、そのように対応していただきたいと思しますので、よろしくお願いします。その他について、ご意見、ご質問はありませんか。ないようなので質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。議長を交代します。

議 長 番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員から説明をお願いします。

職務代理 9月7日に●●委員と●●委員とで現地調査を行いました。説明がありましたように、顛末書を添付しての申請になります。譲受人が●●さん他2名とありますが、3人とも遠方に住んでおられます。親類縁者になる方で●●さんという方がおられまして、その方に現地調査でお話を聞かせていただきながら調査をさせていただきました。図面や映像にもありますが、交差点の中の一部になります。現地は既に舗装されて駐車場として利用されています。平成26年の時点から使用されているということです。面積は30㎡ということで、隣接するのは交差点、宅地といった所になります。面積も狭く、営農条件もないということですので、申請については適正かなと思われまます。以上です。

議 長 番号 15 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見はありませんでしょうか。ないようなので質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について、申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第4号 農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画(6~12)について意見を求める。令和6年9月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 議案第4号について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ないようなので質疑を打ち切って採決に入ります。議案第4号について、申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議事終了